

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年7月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100783 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200011 号

第 1 結論

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 25 年 2 月 7 日、喪失年月日を平成 26 年 10 月 11 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額は、平成 25 年 2 月から平成 26 年 8 月までを 13 万 4,000 円、同年 9 月を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

ただし、平成 25 年 2 月 7 日から平成 26 年 10 月 11 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 3 月 14 日から同年 11 月 14 日まで
② 平成 25 年 2 月 7 日から平成 26 年 10 月 11 日まで

請求期間①は、B 社にパートタイムとして雇用され、請求期間②は、A 社に正社員として雇用され、いずれの会社においても、入社時に厚生年金保険に加入する旨の説明を受け、それぞれの会社から支給される給与から厚生年金保険料は控除されていたが、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について

B 社の回答並びに請求者から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）及び預金通帳から、請求者は、当該期間において、同社にパートタイムとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、当該期間の賃金台帳等の資料は保管していないため、請求者のパートタイムとしての勤務時間等を確認することができない上、請求者が記憶する 2 名の同僚については、オンライン記録の同社の被保険者一覧において氏名

が確認できないため、請求者の同社における勤務実態等を聴取することはできない。

また、請求者は給与明細書を所持していないところ、請求者から提出された当時の預金通帳により、B社から支給された給与の振込額は確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできず、ほかに請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、当時、B社が加入していたC厚生年金基金の記録を引き継ぐ企業年金連合会から提出された請求者の加入員記録において、当該期間の加入員記録は確認できない上、同社は、「請求者をパートタイムとして雇用したことを記憶しているが、当社に勤務するパートタイムの従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、当該期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったこと、及び請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない上、事業主により、請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことを確認又は推認することができない。

2 請求期間②について

A社から提出された請求者に係る賃金台帳、同社の回答並びに請求者から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）及び預金通帳から、請求者は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったものと認められる。

また、上記賃金台帳によると、請求者は、A社において、平成25年2月から平成26年8月までの期間は13万4,000円、同年9月は14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬額が事業主により支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、事業主により厚生年金保険料が控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記賃金台帳によると、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、ほかに請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、事業主による請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出について、A社は、「請求者の厚生年金保険の加入状況及び当時の厚生年金保険の取扱いに係る資料を保管しておらず不明である。」旨を回答していること、及び当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、複数の者が、本人の希望や申出により厚生年金保険に加入し

ていた旨を回答していることから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者は、当該期間において会社の健康保険に加入していた旨を主張しているが、当該期間において請求者の住所地があるD市の回答から、請求者は、平成25年12月1日に国民健康保険の被保険者となり、平成26年10月11日以降も引き続いていることが確認できる。

これらによると、事業主により、請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことを確認又は推認することができない。

以上のことから、当該期間については、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年2月7日、喪失年月日を平成26年10月11日、当該期間の標準報酬月額を、上記賃金台帳により確認できる報酬月額から、平成25年2月から平成26年8月までの期間は13万4,000円、同年9月は14万2,000円とし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として、記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200018 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200012 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 6 月 3 日の標準賞与額を 4 万円と決定し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 6 月

A 社から、請求期間において、賞与が支給されていたが厚生年金保険の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の回答により、請求者は平成 28 年 6 月 3 日に同社から 4 万円の賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、事業主により厚生年金保険料が控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨を回答している上、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、上記賃金台帳において確認できる平成 28 年 6 月 3 日を支給日とする賞与額により、請求者の請求期間に係る標準賞与額を 4 万円とし、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。